

(お知らせ)

2026年10月1日
中国電力株式会社

2026 年台風第 25 号により被災されたお客さまに対する 電気料金その他の特別措置について

2026 年台風第 25 号により被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの台風の影響により災害救助法が適用された地域において、床上・床下浸水などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、以下のとおり、電気料金などの特別措置を講じることとしましたので、お知らせします。

1. 対象区域

【災害救助法が適用された以下の地域】

〔千葉県〕 銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、
君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、
印旛郡 栄町、香取郡 神崎町、山武郡 横芝 光町、長生郡 睦沢町、
長生郡 長生村、長生郡 長南町、夷隅郡 大多喜町、夷隅郡 御宿町、
安房郡 鋸南町
千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、
習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、
八街市、印西市、白井市、大網白里市、長生郡 白子町、長生郡 長柄町、
富里市、山武市、印旛郡 酒々井町、山武郡 九十九里町
〔神奈川県〕 三浦市、横須賀市

※2026 年台風第 25 号の影響により、上記以外の地域で災害救助法が適用された場合、当該地域も特別措置の対象とします。なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による公表内容に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご確認ください。

2. 特別措置の対象となるお客さま

「1. 対象区域」において、床上・床下浸水などの被害に遭われ、当社にお申し出をいただいたお客さま。

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの 2026 年 8 月^{*1}、9 月、10 月および 11 月分の電気料金について、支払期日（検針日から 31 日目の日）をそれぞれ 1 カ月間延長します。

* 1・・・支払期日が災害発生日（2026 年 9 月 20 日）以降となるご契約に限ります。

(2) 不使用日の電気料金の免除

被災日以降、引き続き全く電気を使用されない場合で最低月額料金の適用を受ける場合には、2027 年 3 月末日までに限り、料金の算定期間ごとに 100%を上限に、最低月額料金を 1 日あたり 4%割引します。

(3) 工事費負担金等の免除

2027 年 3 月末日までに、一定の条件^{*2}を満たす需給契約の申し込みをされた場合は、工事費負担金等を申し受けません。

* 2・・・被災日の契約容量等を超えない新規申し込み、再建等のための臨時申し込み、再建等のための引込線等の取付位置変更（被災日の供給方法と同一の場合で、原則 1 回のみ）を指します。

4. 特別措置の申し込み方法

当社カスタマーセンター（0 1 2 0－7 1 5－0 5 5）までお電話ください。

※受付時間は 9 時 00 分～20 時 00 分（土・日・祝日・年末年始を除く）です。

※特別措置の申し込みにあたり、り災証明書等のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

以 上